



# 柏崎市企業振興条例による設備導入に係る支援制度

## 💡 固定資産税の不均一課税・課税免除

### 📄 固定資産税を3年間軽減します！（不均一課税）

- 対象地域：柏崎地域（高柳・西山地域を除く。）
- 対象業種：製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業
- 要件：
  - ① 事業の用に供する設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えること。
  - ② 道路貨物運送業、こん包業、卸売業の場合は、設備の取得に伴い増加する常用雇用者数が15人を超えること。
- 内容：
  - 対象設備：土地、建物、機械・装置
  - 不均一課税：**1年目⇒100%軽減、2・3年目⇒75%軽減**
- 申請期限：
  - 固定資産を取得した年の翌年**2月15日まで**（※固定資産税が軽減される3年間、毎年申請してください。）

### 📄 固定資産税を3年間免除します！（課税免除）

- 対象地域：高柳・西山地域
- 対象業種：製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、農林水産物等販売業、情報サービス業等
- 要件：**業種及び資本金の額で要件が異なります。詳しくは裏面（支援制度の概要）をご確認ください。**
- 内容：
  - 免除となる設備：土地、建物、機械・装置
  - 課税免除：**3年間**
- 申請期限：
  - 固定資産を取得した年の翌年**2月15日まで**（※固定資産税が免除される3年間、毎年申請してください。）

## 💡 奨励金

### 📄 奨励金を交付します！（固定資産税の不均一課税・課税免除との併用はできません。）

- 対象地域：市内全域
- 対象業種：製造業
- 要件：製造に使用される機械・装置で、これらの取得価額の合計額が1,000万円を超えること。  
※リース設備も対象です。
- 内容：**機械・装置の取得価額の2%相当額を奨励金として交付**
- 申請期間：固定資産を取得した年の翌年**4月1日から5月31日まで**

### その他の奨励金制度

📄 **製造業で、工場誘導地区等に新たに土地を取得又は賃借し、工場等を新設又は移設する場合**  
⇒2・3年目に固定資産税75%軽減後において課税される25%の固定資産税相当額を奨励金として交付します。

📄 **特認奨励企業の指定を受けた場合**  
⇒特認奨励企業の指定を受けた日の翌日から5年以内に取得した土地、建物、機械・装置の固定資産税相当額を奨励金として交付します。

※詳しくは、ものづくり振興課までお問い合わせください。

## 申請方法

- ・申請に必要な書類を揃えて、以下の担当部署までご提出ください。  
⇒不均一課税・課税免除は**税務課家屋係（市役所2階）**、奨励金は**ものづくり振興課（市役所3階）**
- ・各申請に必要な書類は、裏面をご確認ください。

【お問合せ先】柏崎市役所内

「不均一課税・課税免除」については…**税務課家屋係** TEL：21-2256  
「奨励金」については…**ものづくり振興課** TEL：21-2326

柏崎市HP



(様式データ等)

| 区分<br>(条例)        | 地域                  | 業種   | 増加<br>常用<br>雇<br>用<br>者<br>数 | 資本金規模  | 取得価額              |                       | 対象設備<br>(※3)   |  |
|-------------------|---------------------|--|------------------------------|--|-------------------|-----------------------|--|--|
|                   |                     |  |                              |  | 合計                | 対象範囲                  |  |  |
| 固定資産税の不均一課税又は課税免除 | 概要                  | 不均一課税<br>(第3条)<br><br>(高柳・西山地域を除く)   | ・製造業                         | -  | -                 | 2,700万円超              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及びその附属設備(※2)</li> <li>・償却資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構築物</li> <li>・機械及び装置</li> <li>・船舶</li> <li>・航空機</li> <li>・車両及び運搬具</li> <li>・工具、器具及び備品</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地(※4)</li> <li>・建物</li> <li>・償却資産のうち機械及び装置</li> </ul> |
|                   |                     |  | ・道路貨物運送業<br>・こん包業<br>・卸売業    | 15人超   |                   |                       |  |  |
|                   | 課税免除<br>(第4条)<br>※1 | 高柳・西山地域  | ・製造業<br>・旅館業<br>※下宿営業を除く。    | -  | 5,000万円以下         | 500万円以上               |  |  |
|                   |                     |  | ・農林水産物等販売業<br>・情報サービス業等      | -  | 5,000万円超<br>1億円以下 | 1,000万円以上             |  |  |
|                   |                     |  |                              | 1億円超   | 2,000万円以上         |                       |  |  |
| 申請書類              | 不均一課税及び課税免除         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>固定資産税不均一課税/課税免除申請書(第1号様式)</b><br/>(※電子で作成した場合は、電子データも併せて提出をお願いします。)</li> <li>【共通】</li> <li>・法人登記事項証明書</li> <li>・定款(※原本証明をしてください。)</li> </ul>  |                              | 1年目  | 2年目以降             |                       |  |  |
|                   |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■固定資産の区分に応じ、以下の書類を添付してください。</li> <li>【土地】</li> <li>・土地売買契約書(写し)</li> <li>・土地登記事項証明書(写し)</li> <li>・事業所全体の平面見取図</li> <li>【家屋】</li> <li>・建築工事請負契約書(写し)</li> <li>・家屋登記事項証明書(写し)</li> <li>・建物配置図</li> <li>・建物平面図</li> <li>【償却資産】</li> <li>・固定資産税償却資産申告書(写し)</li> <li>・仕様書又はカタログ等(写し)</li> <li>・配置図(※申請する償却資産の「申請番号」を記入)</li> </ul> |                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税不均一課税決定通知書(写し)</li> <li>又は固定資産税課税免除決定通知書(写し)</li> </ul> |                   |                       |  |  |
| 区分<br>(条例)        | 地域                  | 業種   | 増加<br>常用<br>雇<br>用<br>者<br>数 | 資本金規模  | 取得価額              |                       | 対象設備   |  |
| 奨励金<br>(第6条第1項)   | 概要                  | 市内全域   | ・製造業                         | -  | -                 | 1,000万円超<br>2,700万円以下 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却資産のうち機械及び装置(※5)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却資産のうち機械及び装置(※5)</li> </ul>                           |
|                   |                     |  |                              |  |                   |                       |  |  |

(※1) 令和6(2024)年3月31日までに取得した資産が対象です。

(※2) 【製造業の場合】工場用の建物とその附属設備  
【道路貨物運送業の場合】車庫用、作業場用、倉庫用の建物とその附属設備  
【こん包業、卸売業の場合】作業場用、倉庫用の建物とその附属設備

(※3) 高柳・西山地域において資本金の額が5,000万円を超える法人は、新設・増設に限りです。

(※4) 取得の日の翌日から起算して1年以内に建物(工場用)の建設に着手したものに限りです。

(※5) リースを含み、その取得価額は物件代金(購入選択権付きリースの場合は、残存価額を除く。)とします。